

クライアंटの喜びや
悲しみを共有し、
時に厳しく意見を述べる。
それが私たちが
獲得しようとしている
「エートス」です。



ETHOS

私たちは、人生に関わる深刻な困難を抱えるお客様の苦しみを理解し、共に困難に挑戦して、これを乗り越える喜びをお客様と分かち合うことを最上の喜びと考えております。また私たちは、単に知識を切り売りするのではなく、お客様にとって最も必要なサービスが何であるかを常に考え、提供いたします。お客様のご希望を最優先にしつつも、時にはお耳に痛いことも申し上げることが、プロフェッションとしての私たちの責任であり、またお客様の真の利益につながると確信しております。

弁護士 今泉 純一 弁護士 宮藤 幸一 弁護士 江村 純子
弁護士 佐々木 将司 弁護士 今田 早紀 パラグアイ弁護士・外国法事務弁護士
ゴンザレス・マリア・サロメ

エートス法律事務所・弁護士法人エートス

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号西天満パークビル3号館7階
TEL 06-6365-1728 FAX 06-6365-1724 E-mail ethos@ethos-law.jp

ETHOS エートスだより

発行元 エートス法律事務所
弁護士法人エートス

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号西天満パークビル3号館7階 TEL 06-6365-1728 FAX 06-6365-1724
E-mail ethos@ethos-law.jp URL http://www.ethos-law.jp

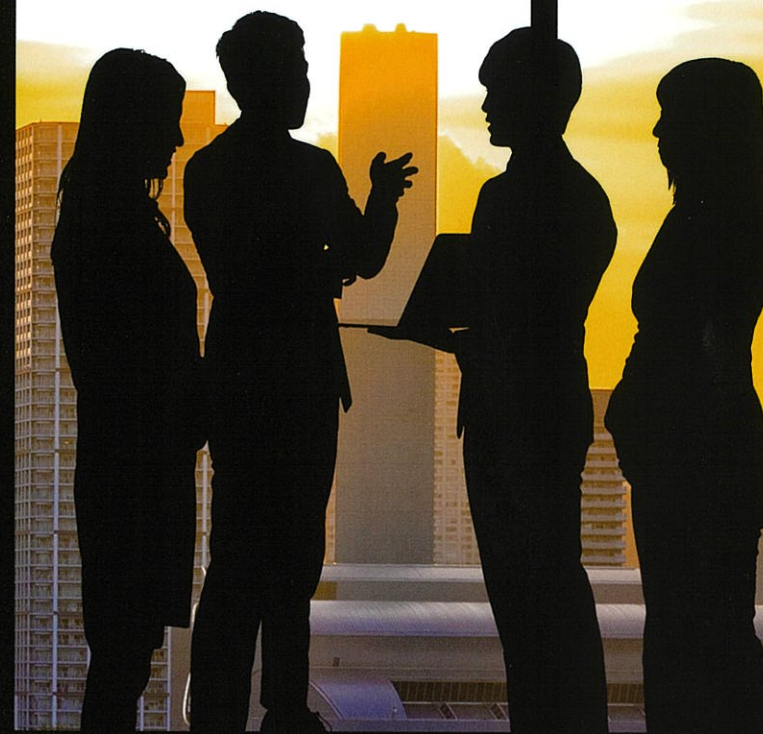
2019年5月1日発行 編集 江村 純子

ETHOS

エートス だより

エートス法律事務所
弁護士法人エートス

Vol. 19 春号
2019



特集
dialogue

『エートス対談』
法律事務所から
広がる異業種交流

- ◎ 弁護士 佐々木将司におまかせください!
- ◎ 日本国憲法を読む
- ◎ [コラム] 改正相続法
- ◎ ゴルフ奮闘記
- ◎ 身近な法律相談 Q&A
- ◎ 法律相談のお知らせ
- ◎ エートス文庫

エートス会ならではの
魅力がたくさんありますね。



宮藤

Koichi Miyafuji

幸一

Profile

1975年生まれ。弁護士歴15年(2003年弁護士登録)。大阪大学法学部を卒業後、25歳で司法試験合格。司法修習を経て、弁護士登録と同時にエートス法律事務所に入所。創業者である故吉井昭に後事を託され、2018年から弁護士法人エートスの単独代表を務める。企業法務を得意としつつ相続、不動産など幅広い分野で実績を残す。

若い人の未来のためにできること。



宮藤(以下 宮):エートスでは毎月『エートス会』という異業種交流会を行っています。中村さんは、この事務局を務めてくださっているんですね。

中村(以下 中):はい。毎回講師の方をお招きし、皆さまとランチをしながら勉強して交流を図っています。2009年から始まり、現在では開催100回を超えました。参加者は延べ2622人だとか。

宮:この会が始まるきっかけは何だったんですか?

中:奈良県出身の中西さんという方に、故・吉井先生を紹介されて、その吉井先生からお話があったんです。長年弁護士として活動してきたけど、そろそろ世間のために何かしていきたい、何をやらいいだろうかとのご相談で。「できたら若い人たちへ向けて、何かこれからの人生のためになるようなことができなかな」と。

宮:なるほど。吉井らしいですね。

中:それで「ベタですけど、異業種交流会的なことをしませんか」とお答えしたんです。「人の輪をつなげて、切磋琢磨しながらいろんな知識を深められることをしませんか」と。世間ではいろいろな異業種交流会がありますが、ほとんどが夜に開催されてお酒も付いて、会費もそれなりにするものが多いので、「昼間、お酒も抜きで真面目に、1時間でさっと切り上げるような会ですぞうですかね」とご提案したら、「それ、いいね」ということで、この『エートス会』がスタートしました。

魅力的な多種多様の講師陣。

宮:開催する際に、テーマ設定など何か意識していらっしゃることはありますか?

中:極力、あまり偏らないテーマ、偏らない講師を心掛けています。講演は正味40分ぐらいなので、身近なテーマで浅く広く。それに興味を持ってもらえたら、そこから個々で人脈をつくったり、調べ物をするなどということも心掛けてしています。

宮:中村さんがお声がけくださっているおかげだと思いますが、講師の方の幅が広いので、いつもすごいなと驚いています。

中:企業の経営者や学校の理事長に来ていただいたこともありますし、ピアニストやスポーツ選手、元国際線のCAなど、さまざまな方に来ていただきました。その方のお仕事や生き方、人生に直結するような身近なテーマをお話してくださいと、事前をお願いしています。

宮:参加者の役に立つようなお話が聞けるのは、そのためなんですね。テレビ局のプロデューサーの方からなど、日ごろ聞けない裏話を聞けたりすることも、『エートス会』の魅力の1つですよ。

中:ここではそういうお話も、安心してしていただける。それはこの会に参加されている方のモラルといいますか、信頼感もあると思います。エートス法律事務所と私、それから私と吉井先生を引き合わせてくれた中西さんの人脈から参加者を広げていって、来られた方の紹介がないと参加できないので、安心できるお知り合いからのメンバーが集まっているように思います。

宮:1,000円の会費で、ランチもついていて講師の方に来ていただいて。

中:講師の先生には無理をお願いしているにも関わらず来ていただける、そんな温かさもあると思います。

宮:それなのに、高いお金を払ってしか聞けないような講師の方にも来ていただけてますよね。

中:オリンピックメダリストの方に来ていただいたこともありますし。

宮:そこは本当に中村さんのお力だと、すごいなと思っています。

心にも身体にも届く温もり。

宮:それに、みんなで一緒にいただくランチは、手作りの料理なんですよ。温かい料理を召しあがっていただけるのも、この会の魅力だと思います。

中:当初はお弁当でしたが、やはりできるだけ温かいものを食べていただけたらと思って。

宮:それで近くの『家庭料理まこ』さんで手作り



のごはんをお願いするようになったんですね。

中:はい。おかみさんにご協力いただいて、炊きたてのご飯と作りたてのお料理を、温かいままお出ししています。

宮:弁当もおいしいものがたくさんありますが、手と愛情をかけて作ってもらえるご飯は、本当に価値があると思います。

中:そうですね。できるだけ体にいい有機野菜とお米で作ってくださっているようです。ありがたいですね。

成長していけるエートス会に。

宮:弁護士は、日々、様々な案件に取り組んでいますが、その業務には、世の中の動きや出来事の背景を知り、人間を知ることが重要だと思います。法律の専門家として、法律知識やスキルが大切なのはもちろんです。すべての案件にはそれぞれの事情があり、様々な人が関わっています。この事案がどのような背景のもとに発生したのか、関係者がどのような思いを持って行動し又は行動しようとしているのか、を洞察するためには、法律だけではなく様々な知識経験が重要です。『エートス会』で様々な分野のお話を聞いて、本音の部分まで教えてもらうことは、弁護士としての総合力を培うために非常に役に立っていると思います。また、講師や参加者の皆さんとの交流はとても貴重な財産です。



中:そう言っていたら、続けてきて本当に良かったなと思います。実は吉井先生から亡くなる直前に、直筆のお手紙をいただいたんです。病床でお書きになられたと思うのですが、いつもの達筆な文字とは違う弱々しい文字で「『エートス会』は何があっても続けてほしいし、続けていくように事務所のほうに言っているの、中村君と中西君と手を携えて続けていってください」という内容でした。

宮:そういう吉井の想いもあって、中村さんには、この会を本当に良く続けていただきたという感謝に堪えなくて。

中:いえいえ。『エートス会』に来られた方に喜んでいただくのが一番ですが、もう一つ、自分でどれだけ集客できて、講師の方にも来ていただける力や説得力があるのかという私自身に課したテーマをクリアしていきたい気持ちも強いので、だから、この会の繁栄、発展はもちろん、私自身も『エートス会』と共に進歩していきたいと思っています。

宮:100回を超えましたし、これはもう絶対絶やしてはいけないと思っています。

中:私も同じです。今このエートス法律事務所を率いていらっしゃる宮藤先生の色合いを、これからどんどん出していただきたいですし。

宮:ありがとうございます。

中:そう前を向いていきながら、世の中の流れに沿って変革もしながら、成長していける『エートス会』にしたいですね。そこを私たちがサポートさせていただきながらこの会を盛り上げて、人のつながりや広がりを大切に、若い人がどんどん参加してもらえるような会になるよう、宮藤先生と手を携えながらいきたいと思っています。

宮:ありがとうございます。『エートス会』にも吉井にも深く感謝しつつ、私らしきもちょっとずつ出しながらやっていけたらと思います。

中:そうですね。100回を越したら次は10年が目標です。

宮:あつという間ですよ。

中:本当に。今後面白い講師の方が目白押しで決まっておりますので。

宮:それは楽しみです。今後も末永くよろしくをお願いします。

中:それはもう、こちらこそです。ありがとうございます。

エートス会(毎月第4土曜日に開催中)にご興味のある方は、メール(ethos@ethos-law.jp)にてお問い合わせください。これまでのエートス会については(右の二次元バーコード) <http://www.18frog.com>をご覧ください。



人の輪がつながり、知識が
深まる会ができればと思っています。



中村

Yuichi Nakamura

勇一

Profile

1964年生まれ。大阪府立港高校、早稲田大学にて野球部に属し、大手アパレル会社勤務を経て、独立。1993年に設立した株式会社志屋の代表取締役として、総合広告代理業を経営。TV・ラジオのCMやイベントの企画・制作を得意とし、2010年より異業種交流会エートス会の事務局としてその運営を担う。

【連載】 弁護士 佐々木 将司に おまかせください！ ～医療事故に遭ったと思ったら～



弁護士 佐々木 将司

前回に引き続き、医療事件についてお話したいと思います。
今回は証拠の収集方法に焦点を当てます。

医療事件に限らず、裁判を行うためには証拠が必要となります。医療事件においては、とりわけ、診療録(カルテ)が重要となり、事案によって血液検査等の検査結果、レントゲン等の画像等が重要となります。

この点、医療機関に開示を求めると、カルテ等を任意に開示してくれることが多いです。何かと理由を付けて開示を拒否する医療機関もありますが、個人情報の保護に関する法律に基づき、医療機関は、カルテ等の開示に応じる義務があります(個人情報の保護に関する法律28条1項、2項)。

任意開示でカルテ等を取得する大きなデメリットとして、患者がカルテ等の開示を求めると、医療機関に患者が今後、裁判等を行うことを推認させてしまいます。

そうすると、医療機関にカルテ等の改ざんや隠滅をされてしまう可能性があります。医療機関にカルテ等を改ざんや隠滅をされてしまうと、患者は医療ミスが存在を立証することが出来なくなってしまいます。

そこで、医療機関のカルテ等の改ざんや隠滅を可及的に防止する方法として、証拠保全という手続があります。

これは、裁判所に申立てを行い、裁判所の決定を経て、裁判官と一緒に病院へ行き、カルテ等をその場で検証し保全するというものです。

証拠保全の手続は、実際に検証を行う1、2時間前に、医療機関に対し証拠保全に行きまずよという送達を行うので、医療機関にカルテ等を隠滅させる暇を与えません。

これによって、患者は裁判に向けて、ありのままの証拠を収集することができるのです。

医療機関には、証拠を隠滅したいという動機が潜在的に存在するものですから、医療過誤が疑われる場合は、任意開示によるのではなく、証拠保全を行うことをお勧めいたします。

証拠保全は法的な手続であり、専門的知識が必要となりますので、お困りの際は当職までご相談ください。

連載「日本国憲法を読む」④

連載第4回目の今回は、天皇に関する条文をご紹介します。

● 第4回 天皇

日本国憲法の前文の次、第1章は天皇についてです。
第1条に、天皇の地位と国民主権について規定されています。



弁護士 江村 純子

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する国民の総意に基づく。

このように、天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくものとされています。これは「天皇八国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」と規定された明治憲法と大きく異なる点です。
では、天皇の地位は、どのように継承されるのでしょうか。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

つまり、天皇の地位は、「世襲」すなわち子孫が代々承継することとされています。
では、皇室典範は具体的にどのように規定しているのでしょうか。

【皇室典範(昭和22年法律第3号)】

第1条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

昭和から平成への移り変わりの際は、まさにこの規定通り天皇の地位が継承されました。
しかし、今回の継承はそうではありません。今回は、特例法が定められました。

【天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)】

(趣旨)

第1条 この法律は、天皇陛下が、昭和64年1月7日の御即位以来28年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57歳となられ、これまで国事行為の臨時代官等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範(昭和22年法律第3号)第4条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(天皇の退位及び皇嗣の即位)

第2条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

特例を定めた趣旨が、第1条に詳しく記載されていますね。日本国憲法の下で就任され公務に従事された平成天皇のご様子が凝縮されています。こうして、日本憲法下での初めての天皇の在位が終わり、その地位は次の天皇へと引き継がれました。

皇族の人数が減少傾向にあり、皇位継承資格者の不足が指摘される中、天皇の地位の継承の問題は、新たな時代を迎えるにあたり日本国民が直視すべき課題かもしれません。

【コラム】改正相続法～自筆証書遺言の方式緩和・保管制度の創設～

これまで、全文を自ら手書きしなければならなかった自筆証書が、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようになりました(2019年1月13日施行)。また、今後、自筆証書遺言書を法務局(遺言書保管所)に預けることができるようになります(2020年7月10日施行)。

「争族」を未然に防止するためには、生前の意思を残しておくことが有用です。
一度、遺言書を作ってみませんか。



ゴルフ奮闘記



事務所で勤務を開始したことをきっかけにゴルフを始めて約2年半が経ちました。

2017年には、「スコア120切り」を目標として宣言しましたが、未だに達成できておらず、現在のベストスコアは125です。あと少し!

最近、ドライバーが当たるようになり、少しずつラウンドを楽しめるようになってきました。

去年は、事務所のメンバーでラウンドをする機会はありませんでしたが、今年こそは、事務所全体としてゴルフ練習に励み、エートスゴルフコンペの開催を実現させたいと思っています。(弁護士 今田 早紀)

身近な法律相談

Q&A!



弁護士 今田 早紀

Q 夫と結婚して15年になります。夫との間には10歳になる長女と8歳になる長男がいます。最近、夫の様子がおかしかったので調べてみたところ、どうやら不倫をしているようです。不倫相手や夫を許すことができません。私や子供たちが慰謝料を請求することはできるでしょうか。

A 相談者様は、配偶者と不貞の相手方に対して、慰謝料を請求することができます。

【解説】一方の配偶者が不貞行為に及んだ場合、他方配偶者は、不貞行為に及んだ配偶者と不貞相手に対し、不法行為に基づき精神的損害の賠償を求められます(民法709条)。

「不貞行為」の典型例は肉体関係ですが、その認定には証拠が必要となります。不貞行為の証拠となり得るものを見つけた場合には、きちんと保存、保管してください。

また、不貞行為に基づく慰謝料の金額は、婚姻期間や不貞期間、不貞行為によって婚姻関係が破綻したか等、様々な事情を考慮して決定されるため、事案によって異なります。どれくらいの金額の慰謝料がもらえるのか、一定の目安を示すことも可能ですので、一度弁護士にご相談ください。

なお、子どもが、父親の不貞相手に対して慰謝料を請求できるかという点については、残念ながら、判例上、原則として認められていません。

早朝 法律相談のご案内

当事務所では、法律相談を実施しております。利用を希望される方は弁護士の時間を確保いたしますので、事前にご予約ください。早朝法律相談も実施しております。出勤前の時間を是非有効にご活用ください。弁護士の都合上、時間のご希望に沿うことができない場合もございますので、お早めにご予約ください。

※顧問契約者様を除き、面談による有料法律相談となります。※特に高度な専門的知識を要する場合等増額となる場合があります。

実施日 月曜日～金曜日・第2・第4 土曜日 ただし、祝日は除きます。

予約受付 月～金曜日 / 9:00～17:00
第2・第4 土曜日 / 10:00～12:00, 13:00～17:00

相談料 30分ごとに5,000円(税別)～

事前予約制

06-6365-1728

ひとこと

Hitokoto Voice

VOICE

それぞれの弁護士達の近況報告や、つぶやきなど、「ひとこと」を集めてご紹介。



今泉 純一 神戸市出身、私立滝川高校卒業 北海道大学法学部卒業

弁護士になって40年が過ぎました。本来の弁護士業務以外に本や論文を書いたり法科大学院の教授をしたりして、パラエディーに富んだ40年で長かったようにも短かったようにも感じています。

新しい元号となりました。約30年間の平成は、パソコンやスマホの普及など、私たちの生活を大きく変えました。新しい時代は、どんな世の中になっていくのでしょうか。平和で希望に満ち溢れた世の中であってほしいと思います。



江村 純子 横浜市立開門小学校卒業 青森市立造道中学校卒業 青森県立青森高等学校卒業 東北大学法学部卒業

弁護士3年目に突入しましたが、まだまだ、今泉先生の20分の1にも満たないひよっこです。ひよっこなりにプロ意識を持って、仕事に励んでいきたいと思っています。



宮藤 幸一 箕面市出身、箕面市立西小学校卒業 箕面市立第一中学校卒業 大阪府立豊中高校卒業、大阪大学卒業

エートス新体制となって1年。当初は事件の引継ぎ等でバタバタしましたが、今は落ち着いて業務に従事できるようになりました。新時代に適したリーガル・サービスを提供できるよう、さらに努めてまいります! 応援よろしくお願ひします。



佐々木 将司 高槻市出身、安岡寺小学校卒業 芝谷中学校、島本高校卒業 関西学院大学商学部卒業 同志社大学法科大学院修了

昔からピアノが好きだったので、最近、ピアノを買いました! 練習してベターベン弁護士を目指します!



今田 早紀 京都教育大学附属桃山小学校卒業 京都教育大学附属桃山中学校卒業 京都教育大学附属高等学校卒業 同志社大学卒業 大阪大学高等司法研究科修了



María Salomé González カトリック大学法学部卒業 アスンシオン大学法学部卒業 パルセロナ自治大学大学院博士課程(刑事法)修了 アスンシオン国立大学院修了

人手不足の日本は50万人超の外国人労働者の受入を計画していますので今後更に外国人関連の法律相談が増えてくると思われます。来日当初に自国と日本の風習文化が異なることを説明し理解してもらえ事故予防には重要です。

インフォメーション

・エートス法律事務所のホームページをリニューアルしました!是非ご覧ください。 <https://ethos-law.jp/>



エートス文庫 ETHOS BOOKS

★エートス法律事務所の弁護士らによる著書(共著) 「不貞慰謝料の算定事例集 ～判例分析に基づく客観的な相場観～」(新日本法規)が平成30年10月に発刊されました。

★弁護士今泉純一の著書(共著) 「倒産法実務体系」(民事法研究会)が平成30年4月に発刊されました。